



歯科医師会と「災害時の歯科医療救護に関する協定」を締結 ～大規模な地震や風水害時に協力連携～

河内長野市と河内長野市歯科医師会は、「災害時の歯科医療救護に関する協定」を締結します。

この協定は、大規模な地震や風水害等の災害が発生し、河内長野市地域防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要性が生じた際に、可能な限り、歯科医師会が歯科医療救護班を救護所等に派遣し、歯科医療救護活動を行うなど、市と歯科医師会が連携するものです。

【協定名】

「災害時の歯科医療救護に関する協定」

【協定の内容】

大規模災害発生時、歯科医療救護班を派遣し、救護所等において、以下の歯科医療救護活動を行う

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する診察
- (2) 軽易な患者に対する歯科治療及び衛生指導
- (3) その他歯科医療救護を実施する上で必要な措置

【協定書調印式】

◆開催日時：平成28年12月9日（金） 13：30～14：00

◆場所：河内長野市役所 3階庁議室（河内長野市原町一丁目1番1号）

◆出席者：河内長野市 市長 島田 智明、副市長 榊井 繁春

副市長 塩谷 聡

河内長野市歯科医師会 会長 西川 義公、副会長 藤田 進